

体調不良を認めるが、新型コロナウイルスの検査が陰性で、インフルエンザも陰性またはインフルエンザの検査が未実施の学生・教職員の行動指針

新型コロナウイルスの検査が陰性で、インフルエンザも陰性またはインフルエンザの検査が未実施の方へ

症状が軽快するまでは登学・出勤をせず自宅療養※してください。症状が軽快すれば登学・出勤を可とします。

※自宅療養中の取扱いについては、学生は各学部の学務係及び学務課（正規課程以外の留学生は学生・留学生支援課）へ連絡してください。教職員は病気休暇または年次有給休暇を申請してください。